

公開・非公開の別	【開催日】平成28年10月31日（月） 【時 間】9時30分～12時00分 【場 所】岸和田市役所 第1委員会室	【傍聴人数】0名 【傍聴室】岸和田市役所 第1委員会室
公開		
【名称】平成28年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会		
【出席者】		
○は出席、■は欠席		
中川	山本（宏）	相川
○	○	○
池内	山本（政）	
○	○	
《所管課》文化国際課：赤井課長、田宮参事 観光課：西川課長、中浜参事 福祉政策課：春木課長、鈴木参事 《事務局》企画課：藤浪課長、藤井参事、井元主任、濱口担当員		
【議題等】		
1.施設所管課へのヒアリング 浪切ホール（文化国際課） 2.施設所管課へのヒアリング だんじり会館及び市営駐車場（観光課） 3.新福祉総合センターの評価基準について（福祉政策課） 4.第1回指定管理者審査委員会質疑・指摘事項について（ヒアリング対象外の施設） 5.その他		
【内容】		
1. 施設所管課へのヒアリング 浪切ホール（文化国際課）		
【文化国際課からの説明】		
資料1をもとに、第1回指定管理者審査委員会での質問・指摘事項に対する施設所管課の考え方等を説明。		
【質疑・意見概要】		
委 員：資料1の1ページ、「施設の設置目的」に関する回答に「企画事業」という文言があるが、これは自主事業のことか。		
所管課：平成27年度までは、企画事業と自主事業の区別が曖昧であったが、平成28年度からは表現を改め、企画事業と自主事業を区別している。		
委 員：仕様書のどの部分に記載しているのか。		
所管課：平成28年度からの仕様書の9ページ、「4 文化芸術振興事業等の企画事業実施に関する基準（1）」に記載している。		
委 員：利用料金については、施設の維持管理経費に充当し、企画事業の経費には充当しないということか。		
所管課：施設の維持管理経費に充当し、企画事業の経費には充当しない。また企画事業に関する指定管理料は、毎年度75,000千円を上限に経費総額の1/3を支出することを募集要項に記載している。		
委 員：企画事業に関する経費の2/3は、指定管理者が賄うということか。		

所管課：指定管理者が、チケット収入、協賛金、広報誌の広告料、助成金等を活用して賄うように仕様書に記載している。

委 員：経費総額の 1/3 の根拠は何か。

所管課：今、明確に回答できないため、後日、回答する。

委 員：低所得者、障害者、高齢者等を対象に事業を行うのであれば、その事業費を利用料金では回収できないので、事業者にとらえを行うインセンティブが働かないのではないのか。

所管課：市が文化会館（マドカホール）において直営で行う事業と、指定管理者が浪切ホールで行う事業とで役割を整理しなければならないと考えている。委員がご指摘の事業については、市が行うべき事業だと考えている。浪切ホールでは、会場の規模を活かした取組を推進していきたいと考えている。

委 員：他の文化施設の役割分担及び事業戦略等はどうなっているのか。浪切ホールは福祉的な事業は取り組まないということか。

所管課：取り組まないということではないが、他にも文化会館（マドカホール）や自泉会館といった文化施設があるため、その中で役割分担があると理解している。

委 員：文化振興計画では、施設の役割分担について整理されているのか。

所管課：文化振興計画の 44 ページ、「2.浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割」に記載している。

委 員：障害者を対象とする事業は、どこに記載されているのか。

委 員：45 ページ、「(2) 文化会館（マドカホール）」に記載されている。

所管課：市が直営で事業を行ってはいるが、障害者等を対象とする事業は手薄となっているのが実情である。今後は事業を増やしていきたいと考えている。

委 員：各施設の事業戦略については理解した。企画事業の指定管理料の支出を、経費総額の 1/3 としている根拠については、後日、回答いただきたい。

委 員：「サービスの質を落とさない適切な人員体制について、3 点・夜間の人員体制に課題ありとなっているのに対し、労務管理が 5 点になっていることに矛盾を感じる」と前回の委員会で指摘した。平成 26 年度も同じ評価であったが、これは今後改善されるのか。資料 1 の 2-3-17 にある勤務シフト（例）を確認すると、夜間に従業員が 1 人しかいないときがあるように見える。平成 27 年度までの指定管理者の人員体制は 22 人であったが、平成 28 年度からはどうなっているのか。

所管課：平成 28 年度からは 27 人体制となっている。従業員のシフトに関しては毎月、事前に予定表を提出していただいているが、あくまで予定であるため、実際に出勤状況までは確認はできていない。

委 員：平成 28 年度のモニタリングから労務管理のチェックリストを取り入れるため、指摘事項についてしっかりと評価し改善されたい。

委 員：資料 1 の 2-4、モニタリングチェックシートの「事業計画書の収支予算と事業報告書の収支決算との間に大きな差はないか」という項目の評価が 3 で、「自主事業、文化事業、友の会等の収入が伸び悩んでいる。」と記載があるが、収入が伸び悩んだ原因は何か。

所管課：チケット収入が予定より伸びなかったことが、一番の原因だと考える。すべての事業において収入が落ちたわけではなく、予定より収入が伸びた事業、あるいは伸びなかった

事業がそれぞれあった。

委 員：企画の内容に問題があったのか、それとも広報活動等に問題があったのか。

所管課：広報活動については、ホールの機関紙、ポスター、ホームページ等を中心に行っている。チケットの売行きが良くない場合には、新聞広告を利用する場合もある。また友の会を中心に営業活動を行うなど、指定管理者は努力をしたが、結果としては収入が伸び悩んだ。

委 員：文化事業であるため、必ず黒字であるべきということではないが、収入が伸び悩んだ原因が企画の中身にあるとするならば、しっかりと検証し、平成 28 年度からの指定管理者にも報告及び引継をされたい。

委 員：指定管理者が取り組んでいる研修の内容について、モニタリングチェックシートに「男女共同参画についての研修を自泉会館指定管理者と合同で実施。」と記載があるが、障害者に対する接遇など、他にも取り組むべき研修があるのではないか。男女共同参画という内容の研修が、浪切ホールの従業員に対する研修としてふさわしい内容だったのか。

所管課：平成 26 年度は、人命救助に関する研修を実施した。研修については、指定管理者が選択し、施設所管課は研修内容を指定していない。平成 27 年度は本市の生涯学習課が行っている出前講座を活用し、研修を実施した。その内容は、男女共同参画社会に関する基本概念や日常に関わる問題意識等についての説明で、指定管理者からは、「公共施設の管理者は、さまざまな人と接する機会があるため、今後の業務に活かしていきたい。」と報告を受けている。しかし、研修に同席していないため、詳しい研修の内容は把握していない。

委 員：他の施設にもあてはまることだが、研修を実施したかどうかではなく、施設の特徴をふまえた研修を実施したかという観点で評価されたい。

もう 1 点、資料 1 の 2-3、モニタリングチェックシートに「防犯・防災に関する指針及び責任者を設定している。あわせて訓練も実施している。」と記載がある。浪切ホールは津波避難ビルに指定されているが、具体的にどのような訓練が実施されたのか。一般的に津波避難ビルは、施設外に利用者を避難させる訓練の他、津波発生時に一般市民を施設内に避難させることを想定した訓練も必要である。

所管課：避難訓練の実施報告は受けているが、その詳細や、どのような計画を元に実施したのかは把握していない。

委 員：指定管理者との連携が悪すぎないか。訓練に立会をするべきとまでは言わないが、訓練の内容が、津波避難ビルで実施されたものとしてふさわしかったのかは把握されたい。

所管課：避難訓練はいずれも休館日に、浪切ホールの職員のみで実施した。

委 員：これだけ大きい施設であるにもかかわらず、アートマネジメント研修を実施したとの記載がどこにもない。研修の機会を提供している団体はいくつかあり、費用も安価である。アートマネジメントに精通した館長、舞台責任者及び企画責任者が増えないと単なる演芸場になってしまう。本来の公共文化ホールの理念及び使命を再確認されたい。また他の研修も不十分だと感じる。

平成 28 年度からの仕様書は、文化振興計画に沿った内容になっていると説明があったが、その点は進歩していると感じる。

委員：資料１の２-３-１８にある収支報告書では、収支構造の内容がわからない。企画事業に関する指定管理料については、企画事業に係る経費総額の１／３を支出すると施設所管課から説明があったが、その額を把握するためにも、収支報告書には企画事業部門と管理部門等が別に記載されているべきではないか。浪切ホールの指定管理者は、民間事業者であるため、会計については部門別に把握していると思う。

所管課：平成２８年度の収支報告書については、部門別の収支を記載したものを指定管理者に提出していただく。

委員：以上で浪切ホールに関する質疑を終了してよろしいか。

委員：了

２．施設所管課へのヒアリング だんじり会館及び市営駐車場（観光課）

【観光課からの説明】

資料２をもとに、第１回指定管理者審査委員会での質問・指摘事項に対する施設所管課の考え方等を説明。

【質疑・意見概要】

委員：資料２の８&９-３-８に記載の人件費は、事務局とだんじり会館に区分されているが、これらは指定管理業務に関する人件費を計上しているのか。

所管課：いずれも指定管理業務に関する人件費を計上している。

委員：資料２の３ページでは、市営駐車場の人件費が計上されていないように見えるが、だんじり会館の人件費に合算されているということか。

所管課：だんじり会館と市営駐車場は、一体管理されているため、市営駐車場で人件費を計上していない。しかし、市営駐車場の管理を全てシルバー人材センターに委託しているわけではないので、従事割合に応じた人件費を計上することも検討している。

委員：だんじり会館と市営駐車場は、モニタリングチェックシートは一体なのか。

所管課：一体ではなく施設ごとに別々である。

事務局：施設の設置条例をもとにモニタリングチェックシートを作成している。一体管理を前提とした仕様になっている施設については、主たる施設に人件費を計上している。

委員：根拠となる条例が異なり、モニタリングチェックシートが別々であるため仕方がないが、以後、主たる業務の再委託であると指摘されないように、モニタリングチェックシートに詳細を記載するなどの工夫が必要である。

所管課：平成２８年度のモニタリングからは詳細を記載するように改めたい。

委員：資料２の９-３、モニタリングチェックシートの労務管理に関する評価は、全ての項目で満点であるが、駐車場の管理のみを行う職員がいないのであれば、ここで評価する必要はないのではないか。

事務局：労務管理等の記載方法については、施設所管課と協議のうえ整理していきたい。

委員：資料２の８-３、モニタリングチェックシートの「従事する職員の資質や能力向上を図るため、研修等の取組は行われているか」という項目の評価が満点であるが、事業報告の中で研修に関する記載が一切ない。「岸和田ボランティアガイドとの連携による観光案内

研修や現地研修、大阪観光局や泉州紀北ミュージアムネットワーク主催の観光関連研修会、市の実施事業などへ積極的に参加している。」とモニタリングチェックシートに記載があるが、事業計画書の研修計画と齟齬があるのではないか。

所管課：観光施設として必要な研修が行われているという観点から採点した。

委 員：情報管理に関する研修、防災訓練等は取り組んでいないのか。

所管課：モニタリングチェックシートには観光に関する研修のみを記載しているが、事業計画書に記載の防火管理者研修、救命講習等にも取り組んでいる。

委 員：事業報告書に取り組んだ研修の内容がわかるように記載されたい。

委 員：だんじり会館は「開館時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、必要に応じ午後 7 時まで延長できる。」と仕様書にあるが、市営駐車場は「開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。」と記載されている。このままではだんじり会館が午後 7 時まで開館時間を延長したときに、市営駐車場の開館時間を延長できないため、仕様書見直しの際に修正されたい。

ちなみにだんじり会館の開館時間を延長するのはどういった場合か。

所管課：お城祭り等のイベント開催時に延長している。

委 員：委員から指摘を受けた点について改善されたい。以上でだんじり会館及び市営駐車場に関する質疑を終了してよろしいか。

委 員：了

3. 新福祉総合センターの評価基準について（福祉政策課）

事務局：新しい福祉総合センターは、現行の福祉総合センター、勤労者・障害者教育文化体育施設（サンアビリティーズ）、知的障害児通園療育施設（パピースクール）及び児童発達支援施設（いながわ療育園）の機能を備える施設であり、現行の福祉総合センターと勤労者・障害者教育文化体育施設（サンアビリティーズ）の事業については、指定管理者制度による運営を予定している。

また、新しい福祉総合センターの設置条例は、12 月議会に提出を予定している。本来は条例制定後に審査基準の審議をお願いするものであるが、2 施設の機能を新たに備えた施設であり、さまざまな意見をいただくことが想定され、意見について十分に調整できる期間をいただくため、条例制定前であるが本日審議をお願いしたい。

【福祉政策課からの説明】

資料 4 をもとに施設の概要及び評価基準等について説明。

【質疑・意見概要】

委 員：資料 4-2、審査基準の工①「地域福祉計画の目標達成に向けた取組」は、平成 29 年度からスタートする計画の目標達成ということでよろしいか。

また地域福祉計画には福祉の課題について幅広く書かれており、さらに、新福祉総合センター基本計画では、高齢者福祉や障害者福祉だけでなく、引きこもりや発達障害、DV などといった幅広い課題の対応の中核となる施設と位置付けられている。しかし、今回

の仕様書（案）に記載の内容は、視覚障害者向けに教室を開くといった内容で、新福祉総合センター基本計画に記載の幅広い内容とはかけ離れているように感じる。今まで福祉総合センターで実施していた事業をそのまま引き継ぐかのように見えるので、幅広い事業を実施することを仕様書に反映させた方がよいのではないか。

委員：現行の福祉総合センター、勤労者・障害者教育文化体育施設（サンアビリティーズ）、知的障害児通園療育施設（パピースクール）及び児童発達支援施設（いながわ療育園）の4施設の機能を備えた施設を建設中ということであるが、知的障害児通園療育施設（パピースクール）と児童発達支援施設（いながわ療育園）については、指定管理業務外となる。複合的な施設であり、部分的に指定管理業務でない事業も実施される。

委員：新福祉総合センター基本計画には福祉ニーズの多様化についての記載があり、特に引きこもりの問題に関しては、相談窓口が無いことが市議会において指摘されていたため、本施設は新しい分野に力を入れるのかと思っていたが、仕様書を見ると今までの事業と同じである。計画のどのような目的に基づき、どのような福祉課題に向けた取組を実施するのかという根本がわかりにくい。

委員：仕様書の4ページ、「15.指定管理者業務委託外の施設管理」は、指定管理者が各施設管理者と別途請負契約を締結して実施し、その業務内容については仕様書「6（1）管理・運営に関する業務」を準用すると記載がある。これでは運営に関する業務も含まれるようにも見えるが、実際は含まれるのか。

所管課：まず地域福祉計画については、第3期の計画が28年度をもって終了するため、現在第4期の計画を策定中であり、現在のスケジュールでは年内に議論をまとめる予定。このため、審査の際には、パブリックコメントを行う地域福祉計画の素案を基に、審議されたいと考えている。

新しい福祉総合センターで行う事業としては、指定管理業務とする部分と、これとは別に社会福祉協議会に別途委託して実施する業務とがあり、地域福祉計画と仕様書の整合性は、内部で整理している。地域福祉活動事業、コミュニティソーシャルワーカーの配置、地域包括支援センターに関すること、生活困窮者自立支援・学習支援、障害者の一般相談事業等は、社会福祉協議会に委託をする予定である。これらの事業と今回ご審議いただく指定管理の提案事業、また社会福祉協議会が役割を果たすために、独自に実施しなければならない事業の組合せで地域福祉計画の推進を図っていきたい。

また、管理・運営に関する業務は、仕様書の6（1）に記載の、施設の内外の見回り、設備の法定点検、施設使用申請書の受付許可等の施設管理業務で、別途の請負契約を締結する。したがって、指定管理業務以外のソフト事業の運営は含まない。

委員：浴室の運営は含まないのか。

所管課：仕様書の6で指定管理業務に位置付けているので含まない。

委員：施設の管理運営に関する業務ということよりも、そのなかで施設管理業務に準用すると明確にした方がよいのではないか。

所管課：指摘の部分については、「○施設管理業務準用」と記載しているが、区別がわかりやすくなるように検討する。

委員：社会福祉協議会と別途の委託契約を結んでいるため、そちらの事業でも多様なソフト事

業に取り組んでいくという説明であったかと思うが、非公募で社会福祉協議会を選定するときの仕様書として、事業内容が貧弱に見える。一方で生きがいつくり等に関する記載が具体的過ぎておかしい。仕様書の6の(3)や(4)の項目でもっとソフト事業がでてくるのではないか。

また審査基準を策定する際に、利用者の定義だが、仕様書に記載の事業の受益者のみが利用者だと考えると審査が非常に難しい。「利用者の要望の把握及び実現策等」が審査項目として挙げられているが、前述の定義だと講座等利用者における要望の把握ということになってしまうので、仕様書の表現にもう少しふくらみをもたせ、新しい取組の提案に対する審査基準を記載した方がよいのではないか。

もう1点、審査基準「イ施設の設置目的及び市が示した管理の方針」の「②市の指定する事業の内容が、施設の設置目的にふさわしいものか」という記載はどういう意味か。

所管課：市が指定する事業に関して、事業者が提案する事業が、施設の設置目的にふさわしいものを審議されたいという趣旨であるため、審査基準のイについては表現を改める。

委員：生きがいつくりのみが市の指定する事業のように見えるので、ここは要検討課題である。福祉総合センターとしての位置づけになっていないように見える。

委員：審査基準工②「指定管理者の管理区分外の施設と管理・運営の調全体制は適切か」という項目の趣旨はどのようなものか。

所管課：指定管理施設とそれ以外の施設を合築するというのは、今回が初めてであるため、さまざまな課題に直面することが想定される。例えば指定管理業務外で市民活動サポートセンターを設置するが、貸館等の業務においても調整が図られるかを事前にチェックしたいということで記載している。

委員：福祉総合センターに関しては、従前から経費の区分が曖昧な印象がある。指定管理業務の経費と社会福祉協議会が負担する経費をわかりやすく明確にしてほしい。

所管課：法人が本来すべき業務と指定管理業務の混在、また市が別途委託している事業と社会福祉協議会が独自に行う事業の混在が無いように調整していきたいと考えている。新しい福祉総合センターにおいて、社会福祉協議会に貸すスペースについては、使用料等の交渉を検討している。

委員：一部4階建とあるが4階にはなにがあるのか。

所管課：庭園と機械室がある。一般にご利用いただく場所ではない。

委員：浴室はどこにあるのか。

所管課：平面図2階の事務室の左隣にある。

委員：浴室はどういう利用をするのか。

所管課：新しい福祉総合センターは、老人福祉センターという位置づけがあるため、浴室は必置施設の1つである。また、新しい福祉総合センターの周辺にある銭湯が相次いで廃業していることから、地域福祉計画の懇談会において、この地域の公衆浴場の廃業に伴う入浴に関する問題は課題として提起されており、新しい福祉総合センターの建築をもって何らかの形で対応していきたいと考えている。

委員：地域の公衆浴場も兼ねるとのことか。福祉総合センターはもともと高齢者や障害者の社会参加を促すといった理念のもとで設置されていると思うが。

所管課：当然福祉総合センターであるため、その設置目的を果たすことを最優先にし、それを阻害しない範囲において、さまざまな利用を検討していきたい。不特定の方に入浴サービスを提供することになるので、大阪府に対する手続きは進めていきたいと考えている。

委員：2階部分に社会福祉協議会の事務室があるが、これは本部の事務室ということか。それともこのセンターの中だけの事務室ということか。

所管課：本部事務室ということになる。フロアを貸与するという形になる。

委員：仕様書の内容が社会福祉協議会ありきであるため、かなり業務内容を絞った表現になっているため、表現にふくらみが欲しい。非公募を前面に押し出した内容は、いかなものかと思うので工夫していただきたい。

所管課：指定管理業務の特にソフト事業については、現在の福祉総合センターと新しい福祉総合センターの引継に伴う混乱を避けることを最優先に考えたい。まずは現在、各施設で実施している事業を新しい福祉総合センターでも着実に実施することで、少なくとも現在の利用者に対するサービスを低下させないことを考え、ソフト事業を実施していきたいと考えている。

また指定期間については、2年9カ月間の予定で、この間に利用の安定と新たな利用者の定着を図り、そのなかで新たなニーズに対応して、次回の指定管理者の募集の際には、見直しを図りたい。

委員：新しい福祉総合センターは、指定管理業務として、勤労者・障害者教育文化体育施設（サンアビリティーズ）の機能が追加される。その他知的障害児通園療育施設（パピースクール）と、児童発達支援施設（いながわ療育園）の事業については直営で実施されるということであるが、条例はどのようになるのか。

事務局：設置条例はそれぞれの機能ごとに制定する。新しい福祉総合センターについては、現行の福祉総合センターと勤労者・障害者教育文化体育施設（サンアビリティーズ）の機能を持った施設設置条例を制定する。

委員：新福祉総合センター基本計画に記載の機能のうち、指定管理業務か委託等であるかの別がわかるような資料をいただきたい。仕様書の6（3）の「市地域福祉計画の目的達成に向けた取り組み」という曖昧な記載では、評価がしづらい。

また、審査基準の工②「指定管理者の管理区分外の施設との調整」という項目について、配点が10点もあるが、これは委員会で審査できる事項か。委員会の審査の範疇を超えてるような気がする。項目はあってもいいが、審査基準の同じく工の「①市の地域福祉推進施策との連携」という項目と配点を入れ替えてもよいのではないか。

所管課：配点については改めたい。

委員：各委員の指摘をまとめると、仕様書の6の（1）、（2）の記載に大まかな記載の部分と、ものすごく詳細な部分がありバラツキがあるため、もう少し統一的に記載できないかということ。

また、29年度から始まる第4次地域福祉計画に沿った仕様書を作成されたいということ。

次に仕様書の15の記載は、施設運営業務について記載されているのか、施設管理業務について記載されているのかどうか分かりづらいため、修正されたいということ。

審査基準について、イ「市の指定する事業の内容が、施設の設置目的にふさわしいものか」という文言では、内容に矛盾があるため修正すること。

同じく審査基準の工②「指定管理者の管理区分外の施設と管理・運営の調整体制は適切か」という項目については、本委員会は日常的にこれらをチェックしているわけではないことから、判定はかなり難しいということ。しかも配点が10点と大きくなっている。それを修正するために工①「市の地域福祉計画の目的達成に向けた取り組みを考えているか」という項目と配点を入れ替えてはどうかということ。

利用者の定義については、指定管理業務であるサービスの対象者のみを利用者と定義するのか、それとも新しい福祉総合センターに訪れた方全員を利用者として評価するのか検討されたいということ。以上でよろしいか。

委員：第4次地域福祉計画はもちろんだが、今回の仕様書は新福祉総合センター基本計画と整合性をとってほしい。

委員：利用者に関しては、仕様書の2（5）において初めて述べているため、そこで定義付けを行うべきではないか。

委員：他市を含めた利用者調査の一般通則としては、施設を訪れた人を利用者とし、個別の事業については触れないで、施設で行われている事業について、満足しているかどうかを利用者に尋ね要望等の把握に努める。また施設のハード面について満足しているかということ、そして施設職員の対応に満足しているかということ、以上3つの項目については、利用者調査を行う場合には必要不可欠項目である。それ以外に個別事業についての調査を行うのが一般的である。

所管課：仕様書にある利用者は、指定管理業務に関する利用者ということで記載している。指定管理業務以外の事業については、各事業主体がそれぞれの利用者ニーズの把握をお願いしたいと考えている。貸室利用者のニーズ把握に関しては、社会福祉協議会と協議したいと思う。

委員：以上、本委員会で出された意見や指摘の部分を修正されたい

4. 第1回指定管理者審査委員会質疑・指摘事項について（ヒアリング対象外の施設）

【事務局からの説明】

資料3をもとに第1回指定管理者審査委員会での質問・指摘事項に対する施設所管課の考え方を説明。

【質疑・意見概要】

委員：産業会館について、各種企業団体等と連携を図ると記載があるが、具体的にどのような事業を行うのか。次回のモニタリングではしっかりと説明されたい。

委員：五風荘の収支決算書の金利という項目について、これが本社経費ということであれば、そのように表現してはどうか。

委員：浜老人集会所については、実態に合わせて仕様書を変更してはどうか。

委員：観光交流センターのアンケートについて「交流テラスにアンケート箱を設置の上、実施しています。」と記載があるが、アンケートの実施方法としてこれは適切か。

委員：アンケートの回答者に、対価として何か提供しなければ、アンケートは集まらない。ア

ンケートの回収率を上げる努力が必要である。

委員：大沢山荘の労務管理については、資料３の３ページに記載のとおり、適正な管理状態を検討し、改善されたい。

委員：複数の施設にまたがる指定管理者の職員従事割合及び人件費については、適正でないと誤解を受けないように明確にされたい。

委員：事業計画書に組織図、職員のローテーション表等を添付し、人件費の配分状況を明確にするのが一般的である。また、組織図が添付されていても、指定管理者全体の組織図であることが多く、組織系統を把握できないため、施設ごとの職員の配置が記載されている組織図を添付されたい。

委員から指摘を受けた点について改善されたい。以上で質疑を終了してよろしいか。

委員：了

５．その他

事務局：新たに審査委員会で審議いただきたい件があるため、１月末頃に第３回指定管理者審査委員会、３月末頃に第４回指定管理者審査委員会の開催をお願いしたい。

委員長から閉会の挨拶があり委員会終了。